

予 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成26年3月12日（水曜日）  
午前9時30分～午後0時21分
2. 場 所 委 員 会 室
3. 出席委員 高 木 法 生 委 員 長 下 井 克 己 副 委 員 長  
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員  
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員  
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員  
三 好 睦 子 委 員 萬 代 泰 生 委 員  
岡 山 隆 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員  
俵 薫 委 員 坪 井 康 男 委 員  
秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員  
秋 山 哲 朗 議 長 村 上 健 二 副 議 長
4. 欠席委員 荒 山 光 広 委 員
5. 出席した事務局職員  
石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 補 佐  
大 塚 享 議 会 事 務 局 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長  
波佐間 敏 総 務 部 長 篠 田 洋 司 市 長 統 合 戦 略 局 長  
田 辺 剛 総 合 政 策 部 長 井 上 孝 志 市 民 福 祉 部 長  
杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 次 長 三 浦 洋 介 市 民 福 祉 部 次 長  
伊 藤 康 文 建 設 経 済 部 長 大 野 義 昭 総 務 部 総 務 課 長  
白 井 栄 次 総 務 部 財 政 課 長 細 田 清 治 総 務 部 税 務 課 長  
古 屋 壮 之 市 長 統 合 戦 略 局 政 策 戦 略 課 長 中 嶋 一 彦 総 合 政 策 部 地 域 情 報 課 長  
河 村 充 展 建 設 経 済 部 商 工 労 働 課 長 西 田 良 平 建 設 経 済 部 農 林 課 長  
永 富 康 文 教 育 長 山 田 悦 子 教 育 委 員 会 事 務 局 長  
藤 澤 和 昭 総 合 観 光 部 長 西 岡 博 和 消 防 長  
倉 重 郁 二 美 東 総 合 支 所 長 奥 田 源 良 秋 芳 総 合 支 所 長  
末 岡 竜 夫 教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 綿 谷 敦 朗 総 合 観 光 部 観 光 振 興 課 長  
繁 田 誠 総 合 観 光 部 観 光 総 務 課 長 久 保 毅 会 計 管 理 者  
小 田 正 幸 監 査 委 員 会 事 務 局 長 末 藤 勝 巳 農 業 委 員 会 事 務 局 長

午前9時30分開会

○委員長（高木法生君） おはようございます。ただいまより予算委員会を開会いたします。村田市長が出席されておりますので、これから総括的に審査を行います。

それでは、議案第9号平成26年度美祢市一般会計予算を議題といたします。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 3点ほど、質問を申し上げたいと思います。

まず、初日に行政視察のあり方と予算についてということで質問をさせていただきましたが、私の満足する回答が得られないということで、市長が来られてから質問をしますということで終わったわけでありましたが、まず、2月の18日に総務企業委員会が視察に行きまして、結果として私は途中から帰ってまいりました。

そこで、議会に——議会にというよりは議員にでしようね。一人あたりの日当、それから宿泊費。そういうものを返還したいと。その処置についてということでお尋ねをしましたが、回答がありませんでした。

さらに質問の中で、バスの借上料が確か16万7,000円かかったというふう聞いております。

現在、日当が1日3,000円ですから2日間の6,000円。それから、宿泊費が1万3,300円とお聞きしました。したがって、1万9,300円は、とりあえず今、事務局のほうへお預けしております。さらに、それに加えてバスの借上料の一人分を付け加えてお返しをしたいということで、これをどのように処置をされるのか。

議会側としては既に議長にお願いをいたしまして、行政視察のあり方ということについて、二度、会派代表者会議を開かれたというふう聞いております。どのように今後なるのか、今からの事だろうと思っておりますが、当面予算についての市長の受け止め方をお聞きしたいと思えます。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 今の竹岡委員のご質問ですが、ちょっと唐突な御質問でわかりづらかったんですが、日当、それから借上料を返されると。総務企業委員会のことというふうにおっしゃったんですが、そのことについてお返しになるということをおっしゃいました。それについて、執行部、市としてどうするかというような御質問だったと思えますけども、質問の主旨がですね、根本的なところが今の話では分かりかねるといいますか、回答しかねるところがありますので、ちょっとそのへんのことを再度お話をいただかないと私も、お話しの回答のしようがないということでもありますので、そのへんよろしくお願ひします。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 大変申し訳ありません。既にもう初日のことは報告上がっているかなというふうに思いましたんで、あえて抜かしたわけですが、先ほど申し上げましたように2月の18日、総務企業委員会が島原にジオパークの研修に行こうということで、実は郵送で日程表が送ってまいりました。そして、若干資料も付いておりました。そこで私も早速ですね、ネットで予備知識を入れようということで、実は多少の予習をしながら参加したわけでありませう。

当日ですね、18日が出発の日であったわけですが、朝9時に出発して古賀サービスエリアで、実は株式会社ユニコンさんが管理なさってるサービスエリアなんです、今美祢市がおふく道の駅がユニコンさんにお問い合わせをしていると。コンサルを。というような話を聞いておりましたんで、ユニコンさんからおふく道の駅も含めて、あした交流人口の多いところでどういう展開をするかというお話が聞けるだろうと期待をしておりました。

ところが、アポはとってないということで、自由見学といいますか。結果的には休憩をしただけであります。そこに30分くらいで引き上げて、まだ昼食に時間がありますんで、基山サービスエリアに行きました。そこで、初日にも申し上げましたが、基山は外にワンスペースショップを展開しております。それから、売り場は、ちょっと特殊な陳列がしてあるんです。小さなスペースでジャンル毎に島陳列がしてあるんです。全部島陳列。言い換えたらこういう机が並んで多様な形にそれぞれのジャンルで陳列がしてある。そうしたサービスエリアですが、食堂も古賀と比較しますとロープライス展開をやっているというようなサービスエリアなんです、そこで、また30分ほど休憩をしたんです。

私は、さぞかしユニコンさんの話も聞けるだろうと期待をもってたんですが、日程には書いてありましたけど、ユニコンさんとはアポはとってないということで、そのまんまで、ただ移動しただけであります。

昼食は鳥栖市内で摂りました。そして、もうきょうは視察はないんだと。したがって飲んでもええというような雰囲気になりましてお酒を、お酒と言ったってビールですけど。飲んで。さらに出発しようとした時にちょうど食堂の斜め前にコンビニがございまして、そこでビールやらを買って詰め込んでですね、移動中ずっとバスの中で飲酒をやったと。そして、その日は雲仙岳を山越えをしようという行程があったんですが、諫早で雪が降り始めまして、仕方なくグリーンロード、いわゆる海岸縁ではなくてもうちょっと内陸を走っている道路ですが、これを走ってホテルに着きました。

そして、会食をやるのは視察行ったとき夜はやるわけですから、懇親を深めようということでもいつもやってるわけですが、まあ終盤になりますとお酒が入って、まあ私はご承知のとおり酒が飲めませんので素面のままなんですけど、まあ議員の名前を申し上げて悪いかも知れませんが、坪井議員からですね、きのうは事実無根だところおっしゃたんです。

でね、非常にやり取りがありまして雑言を受けましたから私はその席を立って帰りました。帰ったということは明くる日の視察を棄権したわけでありますから、職場放棄をしたと。こういうふうな陰口も受けております。したがって、私はその当日何らかの視察があると思ったにもかかわらず研修ができませんでしたから、明くる日も日程を見ますと1時間ほど記念館で勉強するような行程ではありましたが、あとは島原をジオという名前であれでしょうけど遊覧をするというかたちの行程でございました。

まあ、そこで一応棄権したのは、これは事実でありますから職場放棄と言われればそれまでです。それでですね、こんなその公費を使ったバスの中で酒を飲みながら行くような視察はいかがなものかということで、実は議長に行政視察のあり方というものについて、ひとつ改革をしていただきたいという申し出をさせていただきました。

一方では、そうした私は職場放棄をしたと言われるならばということで、事務局に既に2万円をお預けをいたしました。さらに、まだバス代の借上料等については、まだ精算をしていただいておりますので、私がどうやってこれを処置されるかという質問を執行部に投げかけましたけど回答が無かったわけであります。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、竹岡委員のほうからるる御説明をいただきました。お伺いをしながら感じておったことが数点ありますけども、まず議員の方々の行政視察。それも総務企業委員会といいます常任委員会として大きな委員会としての行政視察。先ほど竹岡委員が職場放棄という言葉を使われましたけれども、これは議員の方々は公務として、議員の方々は特別職でいらっしゃいますから。市のですね。市の特別職として公務として、ましてや議会がもっておられる総務企業委員会という大きな委員会の視察として、行政視察をされるということ。

これは、ある意味市民の方の税金を使って、美祢市を良くするため。ジオパークということをおっしゃいましたけれども、美祢市の将来を担う一翼であろうジオパークを目指すための視察として、それを目的として行かれたということ。

また、今言われたのが古賀サービスエリアですね。ユニコンがいろいろやっているということで、前々からこの議会の中でもいろんな議論をいただいております。おふくの道の駅ですね、経営の健全化等も併せて、ユニコンという非常に優秀なコンサルに入っていただきまして、経営改善に向けてのいろんな取り組みを行っています。それを実際にやっておられる古賀サービスエリア。これは非常にたくさんのお客さんが来ておられるということで有名で、私も多々あそこに立ち寄っておりますけれども、あそこを視察したいという目的は本当に理にかなってると。ただ、今おっしゃったように、立ち寄ってトイレに行って、見て出るだけではただの旅行者と変わりませんので、行政視察が目的であるのであれば、どういう目的をもってこういう施設を配置しておるとか、どうゆうふうな客の誘導ラインを、導線をつくっておるか。そういうことも含めて勉強していただきたいなあとという思いがいたします。

ですから、途中でビールを買われたとかいろいろありましたけれども、私の気持ちとすればせつかく総務企業委員会で視察へ行かれたからには、それなりの美祢市の将来に向かって、また市民のためになるような視察をしていただきたいなあとというのが私の市長としての思いであります。

で、それに併せて竹岡委員のお考えは、本来の今申し上げたような議員としての行政視察。これ公務ですから、公務として行かれたわけですから、それに本筋と外れておったから私は恥ずべき行為としてその分を市のほうに返すというふうな意味だろうと今理解いたしました。よろしいですかね。

そのことにつきまして、ちょっと今私もその会計処理につきましては詳しいことについて今申し上げる、判断する材料を持っておりません。ですから何とも言い難いところがありますけれども、そのことにつきましては今後、担当部署のほうにちゃんと整理をさせて、どういうふうに処理をすべきかということも含めて方針を出してまいりたいというふうに思いますけれども、先ほどおっしゃったように晩に懇親を深めて美祢市の将来に向けて腹を割って話し合うというのは、どんどんやっていただきたいというふうに思いますけれども昼間の視察にかかわることについては、それなりの議員の方は矜持をもって公務を全うしていただきたいというのが私の気持ちでございます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） それでは、まあ、私がお返ししようということについては、検討していただくということで質問は終わりました、二つ目の質問に入りたいと思います。

予算書の119ページにですね、顧問弁護士料というものが129万6,000円。それからほかにもどこかでちらっと見たような気がするんですが、まあいずれにしても今までは顧問弁護士料はこんな金額はなかったと思うんですね。もう少し小さかったんですが、人数がふえたのか、そのへんがよくわかりませんが。

まず、顧問弁護士がどういう方がいらっしゃるのかが一点。それから、もう一つが現在、美祢市が係争中の裁判。いったい何がある。それが二点目。三点目がですね、これは大いに私にかかわることですので、実は市民の皆さん方もご存じの配食事業について、実に足掛け8年間。足掛けですよ。裁判が為されたわけで私が補助参考人。市長は、この判決について、本会議の冒頭で報告をいただきましたが、詳しい中身はわからないまんまなんです。まず私が足掛け8年間、補助参考人として関わりあうことが残念ながらできたわけでありましたが、その間、私は言葉が詰まりますが——ちょっとしゃべれませんが——ちょっと時間ください。

まず、事の起こりはですね、おそらく竹岡憎しという私怨だろうと私は思っております。これ私のいところから聞いた話です。まあその間、選挙も三回あったと。ことごとく選挙妨害をされたりですね、ある議員においては、竹岡と村田市長はそのうち逮捕される。こんな噂まで流しながら、実に足掛け8年、この裁判に膨大な時間をかけ、そして数百万のお金を使い対応してまいりました。

で、言葉が詰まりましたけど、家内も子供たちも本当に情けない期間を過ごしたわけでございます。私も名誉を回復したいなあというふうに一生涯懸命取り組んでまいりましたが、いずれにしてもですね、この間、選挙の妨害、あるいは中傷誹謗。結果として、ご本人はこの議会に議席をもっておられる議員になられたわけがあります。私は最初は、すばらしい崇高なお考えでオンブズマンとしてやられるなと思いました。ところが、あに凶らんや、やってこられたのは政治、選挙運動じゃなかったんです。じゃなかろうかと今総括しております。

そこで、私も数百万というお金を投じてきたわけでありましたが、美祢市はいったいどの程度のお金がこの裁判にかかったか。貴重な税金がどの程度かかったのかということをお尋ねをしたいと思います。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、竹岡委員のご質問ですが、弁護士の方が何人おられるかということと、それから2点目が係争中の裁判のことについて、そして3番目は、いわゆる配食サービスに関わる費用ですね。最終的に美祢市が勝訴いたしましたから——けれども、確か平成19年からだったと思います。旧美祢市からですね。延々続いてきましたこの裁判、非常に大きな労力、市の職員もそれに費やされて随

分な時間を費やさされました。そして大きなお金も使わせられました。これにつきまして具体的な数字をすぐ私もっておりません。したがって、波佐間総務部長のほうから御回答させていただきたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、波佐間総務部長。

○総務部長（波佐間敏君） 竹岡委員のご質問の1点目の現在の市の顧問弁護士ですが、現在は2名の方に顧問弁護士として就任していただいております。1名が若松弁護士、もうおひと方が浜崎弁護士。合併前、従来より旧美祢市においては若松顧問弁護士に依頼をしておりましたが、平成23年の10月ですか、新たに浜崎弁護士にも就任していただいております。現在2名体制で顧問弁護士を引き受けていただいております。

それから、2点目の現在係争中の裁判ですけれど、いわゆる先ほど言われた配食サービスにつきましては、1月17日に最高裁からの判決がありまして結審しておりますので、現在はいわゆる秋吉台家族旅行村の指定管理料に関する怠る事実の違法確認請求損害賠償等請求住民訴訟事件が一件、係争中であります。

3点目のいわゆる配食サービスに関わる住民訴訟についてのいわゆる弁護士等の裁判費用の総額ですけれど、山口地裁での第一審にかかる経費としては、228万2,600円。それから、広島高等裁判所、第二審にかかる裁判費用ですけれど、283万5,465円。一審、二審合わせますと511万8,065円の裁判費用ということになっております。

裁判費用の内訳としては、弁護士に委託する着手金、それから裁判結審したときの成功報酬であります報酬、それから裁判所に出向いていただく旅費、日当、それから裁判が提起されたことに伴う手数料や訴状の作成提出費用等の実費、もろもろ合わせまして先ほど申し上げました511万8,065円の配食サービスに関わる訴訟経費がかかっております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 長い歳月とですね、実に511万くらいとおっしゃんですが、経費をかけて、結果として何も美祢市としては無い。そんな状態ですね、私はやっぱり議員になられた以上は、裁判じゃなくて議会は100条委員会を持っております。十分それで調査権を発動できるわけでありまして。いろんな疑問があればそうしたかたちでいくべきだと思います。まあ、オンブズマンの方は別ですよ。

そこでですね、これだけの費用をかけたものが、まあ税金ですよ。取り戻せるんですか、取り戻せないんですか。その辺をひとつお尋ねしたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、波佐間部長が申しあげましたとおり非常に大きなお金を使っております。500万を超えるお金。これは、弁護士等にかかる費用だけです。

実は先ほど申しあげましたように、これに掛かるまでにたくさんの資料をつくったり、それから調査をしたり、これは市の職員がやっております。本来の業務があります。それはありますけれども、それは置いといて、裁判行為、係争行為ですから、それに対応することが義務付けられます。ですから市民の方に迷惑を掛けたことがあるかもしれません。それを置かざるを得ませんから。それで、その裁判のために大きな時間と、それからいろんなコピーをしたり、いろんなことも費やしています。それを合わせましたら、私はこのぐらゐの金額では済まないと思います。それをお金に計算しますとですね。

ですから、大きなコストと大きな労力を使って、結果として先ほど竹岡委員がおっしゃいましたけれども、大きな税金を投与して結局何が残ったかということ、一番最初と同じなんですよね。今までやってきた配食サービスはいいですよと最高裁判所がもう最高裁判所で審議するに値しないということと言われたわけですから、市がやってきたことは、もう十二分に市民のためになっておるからということですね。そういうご判断で。美祢市が全面勝訴したわけですから。

ですから、このことは結局はじめのとおりやっておられて結構ですよということですから、現金として出たものが五百数十万。そして、大きな労力は使ったもの。全てが何のために使われたかということ。結局それは全て市民の税金であり、市民の負担をかけてしまったということになったということですよ。

それと今ちょっと申されましたけれども、結果として坪井議員として、今ここにいらっしやいます。住民訴訟としてやられましたが、結果として、今は議員でいらっしやる。議会議員というのは先ほどの質問でも申しあげたけれども、公人でいらっしやいます。で、美祢市をどういうふうにしようか。美祢市民のためにどうしたらいいかということをして市長たる私と、そして議会の議員の方々が市の両輪としてやっていくのが市なんです。そうすると市の行政のあり方について、議論していく場がこの議会です。それを公職として、議員としていらっしやるわけです。そうすると議員の方々は、市民の方の税金で報酬をお払いをしている。そしてこの議会があって、それを議論する場であると。いろんなこの行政的な問題もあるかもしれません。不足もあるかもしれません。そのことは、そういうことがあっちゃいけないから、美祢市民のために、また、美祢市の未来のために、どうすればいいかということをして市議会と市長たる私がいろんな議論していく場でもある。そうするとです



ね、よくお考えになったらお分かりと思いますけども、こういうケースについても市のやり方がおかしいんじゃないかということであれば、当然のごとく議会の中で議論していくのが当たり前です。市民の方やったら別ですよ。その手段がないから住民訴訟を起こされることがあるかもしれませんが、議員になられたからには議員としてここでやっていく、ある意味義務があると思っています。

で、司法のほうに判断委ねるということは、ここの議会の場で自分達が議員として、そういうことやっていくということを放棄して、ある意味司法のほうに判断を委ねたということですから、そのことも含めまして私はいかがかなということも思っております。併せて最後の御質問については、ちょっと、波佐間のほうからお答えさせていただきます。

○委員長（高木法生君） はい、波佐間総務部長。

○総務部長（波佐間敏君） 竹岡委員の裁判費用は回収できるのかという主旨の御質問だと思いますけれど、いわゆる先ほど申しました511万円のこの配食サービスに係る住民訴訟に要した裁判費用でございますけど、最高裁判所の決定がありました結果、広島高等裁判所の判決文が確定した次第ですけれど、その広島高裁の判決文の中に訴訟費用についてのくだりがあります。読み上げさせていただきますと、訴訟費用、補助参加によって生じた費用を含むは、第一審、第二審とも被控訴人の負担とするという判決文ですけれど、このいわゆる訴訟費用、これは——この訴訟費用は民事訴訟費用等に関する法律第2条の中に条文が規定されておりまして、いわゆる先ほど申しました中での弁護士への着手金や報酬は除いた部分ですね。いわゆる訴えの提起に伴う手数料。それから代理人の出頭旅費及び日当。それから訴状等の作成及び提出費用等という規定があります。したがって、511万の中の大半を占めます弁護士への着手金、報酬については除かれているというのが訴訟費用の内訳で、実態でございますので、仮に訴訟費用を請求してもその額面とすれば、511万の中で数十万程度になるかと考えております。

これにつきましては、ただいまその訴訟費用をどうするかということは、弁護士のほうと協議中であります。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今お聞きしますと510万かけて、数十万しか原告の方からもらえない。まったく500万ほど捨て金というふうに聞こえたわけですね。私もこの事業で1,400万、累積赤字を出しました。この事業だけです。したがって、今年は3月31日までの契約ですから、あと僅かしかありませんし、あと一年をやめますよというのはいかがなものかと思って、もう一年はやらせていただき

ます。

しかし、こんな馬鹿なことはもうやめたい。そう思っておりますし、従業員も家族もみんなそう思ってるんです。ただ私は福祉にお世話になったからお返ししようということで1,400万の赤字を出しながらでもやってまいりました。時には家内は死にかけたこともあるわけです。そんな思いをしてまで、この事業をやってまいりましたが、たった数十万しか取れない。何ですかこれは一体。私は議会に出られた以上、市長と全く同じ考え方です。100条委員会があるわけですから、そこで十分調査をすればいいわけですから、まあ、今後についてはそうしていただきたいし、今弁護士と検討中ということでございますので、この件については一応終わりたいと思います。

次に、現在美祿市が取り組んでおります六次産業。それから美祿コレクション。このことについては、非常に今前向きに取り組んでおられますし、私も商売人でありますから可能な限りはトライしていきたいと、このように思っております。

熊本県のゆるキャラであります、くまモンがですね、2013年の一年間で449億円。これはですね、三千八百四十という事業所がくまモンを使ってやっておりますが、その中の全部じゃないんです。調査できたのは、確か三分の一ぐらいは調査ができなかったということですから、まだまだ経済効果は隠れてるだろうと思うんですね。で、文具とかグッズだけでも176億円、菓子とか食品でですね274億円。最近私の店の前にも中にもありますが、ふりかけのメーカーまでがくまモン、なぜか知らんですけどくまモンのマークが使ってあるんです。ナショナルブランドまでがそういう使い方をしているのが現状なんですね。

そうした、たかがゆるキャラと言っても大きな経済効果を上げるわけですが、美祿市も今六次産業の取り組みということで、美祿コレクションについても今年予算がかけてあります。

職員のみなさん方はですね、おっかなびっくりで何か新しいことをするとまた突っ込まれるんじゃないかなあというような考え方で取り組んでおられますけど、ぜひ私は果敢に取り組んでいただきたい、このように思っておりますし、特に気になったのは台湾と美祿市は取り組んでいると。せっかく美祿コレでいろんな物を開発しても、今、中国で御承知のように一番よく売れているのは空気清浄機ですよ。この間背中にかるっている変な画像まで出てきた。PM2.5ですか。あのために。台北も同じように非常に空気が悪いんです。で、何か新たな物が台湾との貿易ができるのかなあと思ったら、ライフスタイルが全然違うんですね、日本と。朝から屋台で朝食を摂り、夜も家族で、屋台で夕食を摂る。いわゆる家族団らんで食事

をやらないということで、また後に台湾に行かれた方にずっと田舎まで入っていたいで、見ていただいたんですが、やっぱり同じようなライフスタイルなんですね。そうした屋台中心の食生活。今後、日本が売り込むのは空気清浄機だけじゃなくって、健康に関係したものであれば私は売れるんじゃないかならうかと。そして、まず食生活を変えてやらないと食育をやったうえでですね、それでないと売り込めないだろうなあということ、議長のほうにも実は報告をさせていただきました。

そうした非常に健康に関心を持たせるということは今後、台湾との取引の中で大きな要素になるんじゃないかならうかというふうに思っておりますが、まず私がお尋ねしたいのは、美祢コレの今後の。まあ、いわゆる今年からスタートですから、どういってお考えなのか、ちょっとよく分かりませんので、市長の将来構想といいますか、そういうものをお尋ねをしたいというふうに思います。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 竹岡委員、非常に夢がある質問で大変私も幸せです。

今、くまモンのことをおっしゃいました。あれは、熊本県が非常に全県を挙げて取り組んでおるということで、行政サイドだけではなしに民間の方もそれにおられましてですね、相乗効果。それにメディアも引き込みました。これはほんと大成功ですね。今おっしゃいました一年間に449億。それは一部だけの効果ということで他のことを入れればもっと大きなものだろうと思っております。本当にすばらしい成果ですね。ふなっしーとくまモンにはやられました。

我々も今、御承知のように長登銅山跡で、こぶっちゃんという新しいキャラクター、非常にかわいいもんでね、この間発表しましてかわいい子どもさん方がいっぱい寄り付いて来られて、「かわいい、かわいい」って言って「こぶっちゃん」って言って寄って来てました。ですから非常に魅力あるキャラクターが誕生したなあと思っております。これを将来的に——大仏様をモチーフにしていますんで美祢市全体のものとして、一部としてやっていきたいというふうにも思っておりますし、また他にも何かやれたらなあという思いもあります。ですから、それはそのキャラクターを我々の美祢市を発信するうえの大きなツールとして活かしていきたいというのは十二分に私は思っております。

それから先ほど健康、食育のことをおっしゃいました。例えば美祢農林開発株式会社は竹もやっています。だから竹炭を使った空気清浄機というのもあります。今新しいベンチャー企業の方が、町工場の方がつくられて竹炭での空気清浄機も発表されて、それはそれほど売れてないようですけども非常に優しいものとして今後売っていくということも聞いたこともあります。

我々が持っているのは、そういうようなすばらしい本来美祢市が持つておる竹のような資源、農林産物を使ってですね。それを市場に認めていただいて、やっていくということが必要だというふうに思っています。そのためには、この美祢コレクションという耳障りのいい言葉をまず出して行って、このステッカーシールをですね、それをお付けして、それが付いてるからには——まあ、美祢の美祢コレクションというものが付いてるからには、非常に優秀なすばらしい物だよということをまず広く世間に知っていただきたいと思ってます。

それと一方では、美祢市民の方々が今どうしても人口が減ってきますと自信を失いつつありますんで、その自信を取り戻すために私は今、ジオパークとか美祢コレクションとかいろんな事をやっておるわけです。ですから、美祢市民の方々が自らが持つておるこの資源。そして、ご自分も含めてここに住んでいる方々がいかにすばらしいかということを含めて、市外にそれを——今光りましたね。——何か啓示があったかと思いました。今、閃きましたね。

今、申し上げたようにですね、我々が持つておるすばらしいものを市民の方自身が自信を持つていただくためのものでもあるんです。だから、いろんな食材をつくっておられる方とか、例えば外郎をつくっておられる方とかありますよね。そういう方々が誇り持つてやっておられますけれども、それをさらに、もっと美祢コレクションが付いておるから、これは、こんなにすばらしいよって事を市民の方が理解してもらおう。そして、それを今度は共鳴するように市外の方々が広くそれを知ってもらおうということで、この美祢市を元気にしたいと。それが根本ですね。

ですから単純に商品だけを開発していこうとか、ただ商売をしようという事ではなしに、私はこの私が持つておる政策として、夢と希望と誇りが持つて美祢市を創ろうよということに総合計画ありますように、それは目指すための大きな施策としてこれを打ち出しておるということをお理解いただきたいと思えます。

いろんな事で不都合なこととか不首尾なことがあります。まだ走り出したばかりですから、いろんなね、竹岡委員も含めて議会のほうからも前向きな、前向きな御議論をいただいて、そしてそれをどうか私のほうにください。それを必ず私活かさせていただきますから、みなさん方は市民の代表でもいらっしゃるわけですから。私は十二分に聞く耳持つておりますんで、どうか前向きな御議論を賜って、それを私のほうに頂戴できたらというふうに思ってます。これはお願いになりますけどよろしくお願ひします。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 最後ですが、非常に長い時間頂戴いたしまして3点について

十分議論ができたというふうに思っております。感謝申し上げまして質問は終わりたいと思います。

○委員長（高木法生君） 他に質疑ございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私は、きょうのこの場面は平成26年度の一般会計予算を審議する場とこのように理解をしております。しかるに先ほどより竹岡委員さんは三点おっしゃいました。私は最後の六次産業問題を除いては、この26年度の一般会計予算の審議に全くふさわしくない、非常に格調の低いお話だとこのように理解をいたしました。この点について私なりの見解をきちんと申し上げたいと思います。そうでないと余りにも独断と偏見に満ちた一方的な立場で市長さんも含めてですよ、私を神聖な議会で誹謗中傷されました。これは、私は絶対に許せません。もっと神聖な場所だと思います。あのような発言が市長さんも含めて行われるとすれば、美祿市議会は一切何なんですか。絶望いたしました。本当です。もう少し詳しく一つひとつ申し上げます。

そもそも行政視察、これについて竹岡さんは職場放棄とおっしゃった。職務放棄ですよ、自分の否は棚に上げて、ほかの人ばかりを責める何ていうのは私は議員としての品格にもとるもんだと思います。一方的です。私はあの総務企業委員会の行政視察の一員として参加しておりました。そして、古賀インター、もちろんユニコンさんが管理運営しておられます。私はあそこに行ってどのような特産品が陳列してあるのか、どのように陳列されているのか、ゆっくりとゆっくりと見ました。道の駅おふくあそこと比べていかにも貧弱です。アウトオブデートです。時代遅れです。そういうこともきっちり勉強してまいりました。なるほど、ユニコンの従業員の方あるいは福田社長確かにいらっしゃいませんでした。今その点についてはきちんとした道の駅おふくについて、コンサルタント業務をお願いして、報告が来るじゃないですか。なぜユニコンの人が説明しないと駄目なんですか。もう根本が間違っています。端から何かためにする議論をこの神聖な場で、あまりにも独断と偏見に満ちた考え方でお述べになりました。

それから、島原のホテルで私が夕食の時に何か竹岡委員さんが参加された雰囲気が悪くなったと、そんな全く事実無根の言葉ででっち上げてですよ、この神聖な場面でおっしゃいました。許しません。私はこの議会がきちんとした反応をして下さらない場合は、名誉棄損で告訴いたします。後の問題も含めて名誉棄損で告訴いたします。議員だから本当ならば議会の中でそういうものはきちんと正すべきは正すそれが大事なんです、今から最後まで申し上げて、それでも市長さんなり、竹岡議員さんが納得いただければ、私は告訴いたします。名誉棄損です。事実無根

のことをですよ、この神聖な場面でよくもおっしゃる、厚顔無恥という言葉があります。ひどすぎます。

次の問題に行きます。裁判のことです。竹岡委員さんは、あるいは市長さんも同じです。住民訴訟というものの意義をまったく誤解しておられます。間違いです。二つの訴訟とおっしゃいましたが、いずれも私が議員になる前に起こした裁判です。議員になってから起こしていません。ただ、じゃあなぜ議員になったか、私は議員なるつもりなんか全くありません。なぜならば、もう75歳ですよ。こんな高齢で何で議員になるんですか、私は全くそのあれがありません。なぜ議員になったかそれはですね、23年ですよ、選挙があったのは24年の4月ですから、私が議員になる決意をいたしたのは、平成24年の2月ですよ、わずか2ヶ月前ですよ、なぜ議員になろうかと思ったか、そこがものすごく大事なんです。2月に決意いたしまして、私に何にも後援会の組織も何にもありません。選挙についてノウハウもありませんでした。それでもなぜそうしたのか、先ほど竹岡委員さんがおっしゃった100条委員会が大変に誤った運営をされました。下領北団地の工事に関連してある事業者が違法行為をしていたと。その一点を持って、何と100条委員会1年間、事実上何にも実質的な審議はそれほど行われてなくて、1年間おやりになりましたね、100条委員会としてあるまじき姿です。先ほど竹岡議員さんは問題があるならばなぜ100条委員会でやらないのか、私はその時は議員ではありませんから、100条委員会できません。だから、あくまでも外で何回も傍聴いたしました。最後は上からのぞいたら、竹岡議員さん上を向いて、おいお前、威嚇するのかと、こんなことまで言われました。そういう姿を見て私は余りにも議会運営がひどすぎる。外からいくらそんなことを是正を求めてもだめだという思いで私は選挙のほんとはわずかな2ヶ月前、選挙したこともない、何にも知りませんでした。あえて決意をして議員になりました。先ほど市長さんは私がオンブズマンであるならば裁判を起こすそれはやむを得ない。だけど係争中に議員になったらもう議員としてあたかも裁判なんかで争うべきじゃないかのごとくおっしゃった。根本が間違っています。住民訴訟というのはきちんとした地方自治法に明確な規定があります。住民訴訟は何かと言いますと、まさに文字どおり住民ですよ、執行部のおやりになる事務が不適切、あるいは違法、そういう疑いがあるならば、まず住民監査請求をおやりなさいと、それで住民監査請求でも住民の主張がきちんと認められない場合は、初めて住民訴訟が起こせるということなんです。私はもう平成あれは何年だったからでしょうか、18年の頭ぐらいだったでしょうか、一番最初に下水道使用料30%値上げは不当ではないかという住民監査請求をいたしました。にべもなく何の

問題もないという監査結果をいただきました。これについてはやむを得ないと思って、そのままあきらめました。そしたらあろうことか、そのことをテーマにして、100条委員会ができたんですよ、旧美祢市です。第1回目の100条委員会は下水道使用料が値上げが適正であるか否か、100条委員会ができた。その時の竹岡議員さんは監査委員をしておられました。私が起こした監査委員はいい加減にしといて、何の問題もない言っという、何のことはない、御自分が100条委員会つくっておられる、そして100条委員会で私が行った住民監査請求を何の根拠もないあれでぼろくそに批判されました。ずたずたにされました。こういう経過があつて、私は次に配食サービスを訴訟の前に監査請求です。全部、竹岡さんはその当時は監査委員でした。美祢市の。監査委員で、にべもなく何の問題も違法性もない。こういう監査結果をお出しになっています。それで私は配食サービスについては、これはやっぱり疑問があるということで、住民監査請求をいたしました。その結果、問題はないとおっしゃるから、問題なければ初めて監査結果が出れば、それを元にして、住民訴訟が提起出来るわけですね。18年の何月でしたか、美祢市長は当時小竹市長さんでした。相手に訴訟を起こしました。先ほど竹岡委員さんの話を聞いてると、あたかも普通の、一般の民事訴訟のように私が原告で竹岡委員さんが被告であるかのごとく何かお話をしておられました。私は全く竹岡委員さん関係ないんですよ。あくまでも市の行った行政事務が問題があるんじゃないですかと言って訴えたんですよ。その結果詳細は省きますけれども、結局第一審で私が勝訴判決です。もう具体的な名前を出されたから私も出します。ランチ工房美祢は配食サービス事業において350万円をだまし取ったとそういう判決です。私はひとつもランチ工房美祢を相手にしてないんですよ。あくまでも市の事務が不適切だと言って訴えた、そのとおり不適切でしたねと。市長さんはランチ工房美祢にだまされてましたよ、だから350万取り返せというのが第一審の判決ですよ。市は何の主張もされてない。主張されてるけど裁判で全部無視されてる、なぜならば私が違法な支出をしたんじゃないかという証明をランチ工房美祢、NPO法人です。NPO法人は県知事の認可法人ですから、当然年に一度事業報告を県知事宛に出さんにゃいけん。その事業報告、決算書含めて、それを持って1食1,000円以下であったと私は論証したんですよ。裁判所もそのとおりですねと、いうことを認めて下さって、350万だまし取ってるから、市に戻せという判決ですよ。市は取り戻すという判決ですよ。市の主張は、全くいろいろお出しになったけどギブアップですよ、市がお出しになった証拠では何のあれにもしないんですよ。そのあと市長さんが変わられて、第一審のあと、広島高裁に控訴されました。竹岡さんは先ほど議員さんは何か

正式な名前じゃなくてこれまたおかしな名前を使って、補助参加人といいます。住民訴訟においては補助参加人と呼びます。これは、市長相手だけども、もし市が負けたら自分に被害が及ぶから市を応援するための応援団として参加してもいいですよという制度乗っかって被告でない補助参加人の竹岡委員さんが訴訟に参加された。一旦参加されればもう当事者になりますからそれはそれでいいんです。その結果第一審私は勝ちました。350万ですよ。その証明証拠使ってるのはランチ工房美祢の決算書ですよ。県知事宛に出された。そして、結局私が勝ちましてね、それで上告された、控訴された。じゃあ広島高裁で市長さんが何と主張されたか、何にも主張してないんです。竹岡さんだけが、あの第一審の判決を、報道を見て厚狭税務署が株式会社タケオカに税務調査に入ったと。その結果、株式会社タケオカがランチ工房美祢の経費を肩代わりしていた。だから、株式会社タケオカの肩代わりの経費が否認された。その結果、否認された経費がランチ工房美祢に移転する、移転された経費を加えて計算すると1食1,000円超えるところという主張なんです。市は何にも主張してない。先ほど市長さんは全面勝訴とおっしゃったけど何にも主張してないんですよ、主張されたの竹岡さんだけです。しかもその後、これはまずいなということでランチ工房美祢の当事者は、もう店をたたまれてしまった。それであろうことか株式会社タケオカにされた。配食サービスは一番最初は平成12年の10月ですよ。株式会社タケオカで手をあげて決まった。しかし、当時配食サービス事業というのは精算条項がありまして、1食1,000円未満だったら市に返せという契約になっているんですよ。つまり、これは儲からないという話なんです。それを儲けを目的とした株式会社タケオカで最初は受けられたから、これはいけないあとでどなたかのサディッション受けられたと思いますよ。竹岡議員さんはその直後にNPO法人ランチ工房美祢を立ち上げられて、それで事業を引き継がれた。その時の市の事務を大変な瑕疵があります。それはいいません長くなりますから、そういう経緯でランチ工房美祢NPO法人あの当時、今はもう違います。合併の時の小竹前市長さんが市長事務代行者の時に精算条項、何のあれもなしに、こそっと止めちゃいました。理由も根拠もなし。だから、今はもう株式会社でも結構なんですよ。そういう経緯があつての話なんですよ。それで、私はそれで広島高裁負けました。それは、そうだね株式会社タケオカに税務調査が入ればその経費がランチ工房美祢に移転すると。そういう税法上、あるいは税務調査上あり得ない理屈を広島高裁の判事さんが認めちゃったんです。私はすぐ直後に厚狭の税務署に行って聞きました。そしたらこう国税調査官がいました。私どもはあくまでも株式会社タケオカに税務調査に入ったんであって、それで肩代わりしてるとおっしゃるから



それはいけませんねと否認しましたと。否認した結果株式会社タケオカの経費が減って税金がふえました。そういうことはやりましたと。但し、その経費がランチ工房美祢かどっか知りませんが、この費用に移ったのか我々そういう権限はありませんと、国税調査官はおっしゃった。そういう経費の付け替えとかできるのは株式会社でいえば役員会、NPO法人であれば理事会ですよ、それしか経費を付け替えたりなんかする権限はありません。私たち国税調査官にそんな権限なんかとてもありません。こういうお話です。しかし、広島高裁の判決はそれを認めちゃったんです。こんなことは前代未聞の判決なんです。そういうこと井上さんは今えらい——（発言する者あり）大事なんです。私は一方的に誹謗中傷されたんです。

○委員長（高木法生君）　まとめて下さい。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君）　まとめます。したがって、行政視察の問題でも私が竹岡議員さんが加わったから雰囲気が悪くなったと言ってません。撤回をしてほしい。それから市長さんは全面勝訴、市の主張が認められた。嘘です。虚偽です。しかも、この神聖な場で私が誹謗中傷するなんてとんでもない話です。貴方の先ほどのコメント一言撤回して下さい。以上です。

○委員長（高木法生君）　はい、村田市長。

○市長（村田弘司君）　坪井議員。随分長いこといろいろる説明をされまして、ありがとうございました。よくわかったことが何点かあります。

御自分が市議会議員になられたのが、ある業者を助けるために2ヶ月前に決断されたということを御自分で今おっしゃいました。まあそれが一点。それと竹岡議員と非常に長いお付き合いがあったんだということもよくわかりました。私は存じ上げておりませんでしたけれども、合併前から、確か平成17年とおっしゃいましたかね。その時から随分深いどういう御関係か知りませんが、思いがあるんだなあということもはっきりわかりました。

それと裁判のこころるおっしゃいましたけど、随分矛盾があるなと思いましたのは、あなたは、市のやっとなる事がおかしいということで怠る事実の確認ということで旧美祢市を訴えられましたね。結果的にこの市を訴えるというかたちで市が行政事務を怠らなくなるから市に負担を与えとるんだよという訴えかたをされる。それは行政に対して訴えますともし裁判で負けてもその費用を負担する必要がないということが一点と、それとある特定の業者に対して裁判を起こすことよりも、行政に対して起こすほうが、まあある意味簡易にできるという考え方をお持ちかもしれませんね。（発言する者あり）いや、わかりません。かもしれません。（発言する者あり）ということで、それで、るるおっしゃって、第一審のことおっしゃいました。

私は勝ったというふうにおっしゃいました。であのう（発言する者あり）ちょっと待って、お静かに願います。訴えられたということは裁判というものを御信用なさってるから、司法を御信用なさっておるから、市を訴えられたんだらうというふうに思います。それで、訴えられて、信頼されておる裁判として一審は勝ったということで、非常にすばらしい判断をされたということをおっしゃいました。

しかしながら、その上級審である高等裁判所が結果的に市が勝訴。坪井さんが敗訴というかたちですね。ということで決定をされました。それがまだ不服ということで、それこそ最高裁に上告をされたけれども最高裁判所はこれはもう審議するに値しないということで却下をされましたんで、第二審である広島高等裁判所の市が勝った、坪井さんが負けたということが確定したわけです。

その中でおっしゃたのが、市は何にも主張してなかった。何も言わなかったのに市長は市の全面勝訴という言葉を使った。これは嘘だと。撤回しろというふうにおっしゃいましたけれども、客観的に考えて市が何も主張せずに裁判の中で。それも広島高等裁判所がですよ、市が何にも主張しないのに、なぜ市が勝ってますか。何も主張しないで。市がちゃんと主張して、その市が負けると結果的には非常に大きなダメージを被るNPOランチ工房のほうに、補助参加人としてやられた。それは事実です。ただあくまで補助という言葉が使われておるとおり、補助なんですよ。主体は市と坪井さんとの関係の係争だったわけですから、当然のごとく市の主張が全面的に認められて全面的な勝訴であるとの言葉が、私が嘘をついたというふうなあたかもことをおっしゃいましたけれども、それはどなたが聞かれても見られてもですよ、当たり前でしょうそれは。市が勝ってるわけです。でしょ。

第一審の山口地方裁判所は正しい判断したけれども、広島高等裁判所は間違っただけの判断をしたと先ほどおっしゃいましたよね。それも含めて最高裁は間違っただけという意味でおっしゃたんでしょうけれども、そうするとあなたが最も信頼しておられる司法の最も上位にある裁判所が間違っただけの判断をしたとあなたはおっしゃったんなら、今後おそらく訴訟行為は起こされないかなあというふうに思いながら聞いておりました。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 市長さんは卑怯です。あなたは。私が言ってもいないことをあたかも言ったかのごとく、それを前提にお話になった。私はこの議会のですよ冒頭で市長さん報告されたじゃないですか。一言も私は反論も異論も言ってませんよ。粛々としてその事実は受け止めています。私が何でこんなことを今言い出したかっていうと、竹岡委員さんがもうちゃんと報告も済んで終わっている話をまた蒸し返し

た。しかも私怨だとか、個人的な怨恨だとか。それから選挙妨害だとか。これ完璧にあれですよ、伝聞風評でおっしゃてるんですよ。美祢市議会というのはそんな伝聞風評の話が通るんですか。私は最高裁で不受理ですから、負けましたって。あなたが冒頭で説明されたとき素直に受け止めてるんですよ。あえて誹謗中傷するようなことをここで蒸し返されるから申し上げている。

私が主張と申し上げたのは、裁判っていうのは市長さんご存じですか。証拠ですよ。証拠と証拠のやり取りで丁々発止やるんですよ。そういう意味で市の証拠は何にもなくて竹岡委員さんが後付けで、あの決算書間違いでしたと。平成15年の県知事宛のランチ工房美祢の決算書が間違いでしたと。後付けで、後出しじゃんけんでやり直したと。それを高裁が認めたということを私は申し上げているんであって、そういう意味で市の主張といたって、市のお出しになった証拠は何の差違もないということです。もうこんな議論はいちいち言うとしてもしょうがないから、終わります。終わりますが、選挙妨害とか、私怨だとか、これは私許せません。竹岡委員さんに撤回を求めてください。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 撤回する気は全くありません。なぜなら選挙前たんびにですね、ちょっと今ファイルは弁護士に預けてありますから、今手元に持ってません。坪井康男という名前で、美祢市を——なんとかする会とかいうことで撒かれた、いわゆる議会を通じて。その封書から全部証拠書類は取ってあります。今弁護士のほうに預けておりますからありません。

そして、るる坪井さんが今話をされた中で、やはり私の考え方は間違ってたということだけはよくわかりました。したがって、訂正する気はありません。

それから、視察の席で雰囲気が悪いと。これも事実無根だとおっしゃるんですね。私は素面です。坪井委員さんは飲んでました。しかもそれは昼から中ずうっとバスの中から飲んでおるわけですから、私としては撤回する気は全くありません。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） バスの中で私が飲んだくれてたと。竹岡委員さん一番前の席に座っておられた。私は、はるか後に座っていた。あなたご覧になってない。これもまた虚偽です。もういいです。もうこんなことはいいですから、一旦座って、私の質問聞いてください。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） こんな馬鹿げた議論はやめます。本論に戻します。

平成26年度の一般会計予算の——市長さんお見えになりましたんで、総括質問ということで、やらさせていただきます。よろしいですね。

実は私、2月の何日ですかね、2月19日です。山口新聞の記事が出ました。台湾の奇岩公園と協定と。で、美祢市観光協会交流促進というふうに出ました。今までは私、市長さんが全面に立たれて、台湾との交流事業を推進というふうに思っておりましたが、この時は山本観光協会会長さんが協定に調印されております。随分今までのいき方をお変えになったのかなあと、ひとつは思いました。

それで、質問なんですけど、市長さんの描いておられる観光事業振興のビジョンの中に、美祢市観光協会というのはどのような位置づけをされているかお尋ねをいたします。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 坪井委員の御質問ですが、私常に日頃から申し上げておりますけど観光という言葉っていうのは昔からありますけど、観光っていうものもっておる力、観光事業がもっておるエネルギーっていうのは非常に大きなものがあります。これはもう日本国そのものが気付きまして、かつては日本ほどの経済大国でありながら、なぜこれほど観光に力を入れていない国があるんだろうかということが、世界から見て不思議な事象のひとつでもあったようです。

それが、ようやく日本国が、まあ島国というせいもあったんでしょう。そのことに気がつきまして、将来的にこの21世紀において、最も将来性がある。伸びる。また、日本に活力をもたらす。お金をもたらす事業は、産業は観光産業ではないかということに気がつきました。それをもって、今安倍総理が頑張っておられますけれども、この観光産業、観光力をもって日本を底上げしようという動きが出ています。

このことは、山口県もそれに呼応されて山口県自体も動いております。我々はそれに気がつく、もっと早くから観光を申し上げておりました。観光が持っている力は、私はよくわかってるつもりですけど、ただ一点、これだけは言えるんですよ。行政が、国であり、県であり、市でありですね。観光、観光、観光と言って、これやったら儲かるよ、あれやったらいいよ人来るよと言ってるだけでは、観光の全体の力というのは付きません。ですから、砂上の楼閣という言葉使いますけれども、砂の上に行政がもの凄い立派なもの建てたところで、それはやがて沈むか倒れます。で、何が必要かということ、民間、そして美祢市で言えば市民の方々がそれを感じて、じゃあどうすればこの美祢市を未来あるものにできるかということをやっていただくことができるかということ。その部分を美祢市観光協会に担っていただき

たいということで、合併前には美祢市には美祢市観光協会、美東にもありました。秋芳にもありました。それぞれあったんです。ただしそれは、ただ民間の方々がお集まりになって、ちょっと話をして、どうしたらええかなというくらいの団体でした。それを新市になりまして、どうにか社団法人として一本立ちしてもらって、将来的には御自分達の営業努力とか、事業活動によって——その利益を以てその営業活動なり事業活動をしてもらいたいけれども、そこまでは行政として責任をもって支えますから、どうか一本立ちできて、そして先ほど申し上げたように民間の方々や市民の方々が一丸となってこの美祢市の観光事業のベースを支える姿になれるまで、どうかえらいただろうけど美祢市観光協会、力を奮ってもらいたいということをお願いしている。今は私ども行政と美祢市観光協会がそうなれるように、今一生懸命汗をかいておるといことです。

先ほど、台湾の野柳のジオパークですね。台湾がもっておる最大のジオパーク。これと美祢市が初めて調印しました。これは台湾国にとって初めてなんです。台湾がもっておる最大のサイトですから。ジオですからね。それが美祢市と初めて調印しました。ですから台湾全土にメジャーメディアが全員行って流しました。その翌日に、テレビ、新聞を通じてですね。それはなぜかと言うとかつて3年前に私が台湾に行って、その時代はまだ中国と日本の関係は良かったんですよ。台湾に目が向いてなかったです。その時に私が台湾に行って、野柳に行きまして同じジオ目指している——ジオじゃないかと。一緒に世界ジオパークになる——台湾難しいんですよ、実を言うと国に認められてないから。でも一緒に世界ジオを目指そうじゃないかと。だから調印してこれから共にお互いの観光客同士を交換をしていって、お互いの観光客ふやそうじゃないかということも含めて話をしました。

で、3年経ってやったんですが、その間に室戸なり糸魚川なり長崎なり来られたようです。台湾にみんな目が向き出したから。うちと調印してほしいと。しかし、台湾のサイドはですね、井戸を掘ってもらったのは美祢市だから、台湾国として初めて調印をするのは美祢市とやるということで、待っておいていただきました。それで、今回その調印ができたということ。そして、先ほど申し上げたように、それをやるにあたって、私が美祢市長として調印をすればそれは済むかもしれないけれども、これから先、美祢市観光協会が担っていただくものの大きさ、重さをですね、このことを以て、身を以て示してもらいたいということもありましたので、山本会長に頼むから、あんたあ責任を持って調印の代表者なってほしいということでやってもらいました。

ですから、今後美祢市観光協会がこれから動くうえにおいて、大きな自信になっ

たと思いますし、また、やらざるを得ないことにもなったというふうに思っております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 大変語気を強めておっしゃいました。結構ですよ。私、それ否定するつもりも全くありませんので、そうですよねって申し上げようと思ってるんですよ。あなたは何か私が言うと、あなたは批判するようなことばかりしか言わんと、そりゃ違いますよ。頭切り替えてください。私もそんないつまでも同じところに留まってませんから。

それで次の質問にいきますよ。実はですね、この観光協会に対して、24年度が補助金1,000万、それから25年度も補助金1,000万。それで今年度見ますとね、950万という補助金出しておられます。

で、さらに今年度について、これ観光協会絡みかどうかわかりませんが、特別会計のほうでですね、着地型観光の問題だとか、あるいは、おもてなし人づくり業務委託料590万、それから観光プロモーション補助金1,600万ですかね。観光事業特別会計からのルートと一般会計からの950万のルートと、これ同じように観光協会にいくんでしょうか。そうしますと合計でかなりの金額になるんですよ。それかどうかちょっとお尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 坪井委員。先ほど声が大きいとおっしゃったのは、あなたに対してじゃないですよ。私は楽しいことになると力が入るんですよ。夢を見ると力が入りますんで、それで今の話はね、それぞれ特別会計にしろ、一般会計にしろ、先ほど申し上げたような理念に基づいて人もつくっていかなくちゃいけません。そういうこと含めて今が一番正念場。それも含めての予算組んでますから、それぞれがもし、申し述べるものがあつたら言いなさい。

○委員長（高木法生君） はい、綿谷観光振興課長。

○総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） ただいまの坪井委員の御質問にお答えいたします。一般会計で950万円、観光協会の運営補助金でございます。特別会計のほうで着地型観光、おもてなし人づくり、それと美祢観光プロモーション、こちらも観光協会へ事業委託するものでございます。以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そうしますと合計金額が五、六千万円になるんですよ、それはそれで大変結構だと思うんです。私が確認したいのはですね、実は観光協会。あれいつだったですかね、去年かおととしかな、一般財団法人の法人格を取られま

したよね。私この一般財団法人というのは、じゃあどういう性格の法人かといろいろ調べてみました。そうしますとね、一方が公益法人っていうのがあります。それからもう一方で営利事業の法人があります。株式会社ですね。この一般財団法人っていうのは中間なんですよね。（発言する者あり）あっ社団法人——ごめんなさい一般社団法人は。公益財団でもないし、利益追求型の営利を目的の財団でもない中間なんです。しかもこれは準則主義って言いましてですね、会社も同じなんです。会社法という法律に定めてある要件を満たしておれば法人登記ができると。同じように一般社団法人法という法律がありましてですね、これに定めてある要件を満たせば、法人登記できるんですよ。

ところが、公益たとえば社団法人ってなりますとですね、これ特定の官庁が許可するんでありまして、できたあとも非常に官庁の何というかチェックとか、監査とか厳しいんですよ。ところが一般社団法人は、実はそういう制約が全くないんです。フリーなんです。ですから、どんな事業でも変幻自在。ただ株式会社と違うのは、これもし利益が、余剰金が発生した場合、配当できないんですよ。社員とか関係者にね。そこが株式会社と違います。で、公益社団法人との違いはですね、官庁の監理監督が一切及ばないということなんです。

したがいまして、私が実は懸念いたしますのはですね、実は一般社団法人美祢市観光協会に対しては、残念ながら市長さんの指揮命令監督権が全く及ばないんですよ。法律的には。ただ、今、ただいまの状況は、人的な関係から言って、山本会長は元観光総合部長さんでした。そういう関係で市長さんとの人的な繋がりがありますけれども、法律的には全くないんです。で、ここが私がちょっと懸念するところなんです。法的にですよ。

普通たとえば950万、去年は1,000万の補助金お出しになりましたけれど、これは市長さんも覚えていらっしゃると思いますが、あれ去年の一般質問ですかね。適化法が適用される法律と、それから市の補助金は違うよという話で、まさに違いました。市の補助金は当時——これは篠田局長ですかね、答えていただいたのは。地方自治法の232条の2ですよ。寄附又は補助っていう。これに則って出されているわけです。これに則って補助金っていうのは出す。これ美祢農林開発、まさにそうですよね。あの1,700万お出しになっているのは、まさにこの補助金です。しかも美祢農林開発にお出しになる場合には、美祢農林開発の補助金交付要綱というのがあります。で、そういうものきちんと定めたいうえで、かくかくしかじかの理由で、かくかくしかじかの目的で出しますよってことで、補助金っていうのは非常に縛りがあるんですよ。

したがいましてね、そういうものもきちんと定めてないと補助金は普通出してはいかん。いけないんです。で、ここに逐条解説書がありまして、補助金出す場合には、願わくばその市の条例をつくりなさいと。条例がつくれんまでも実施補助要綱等をつくりなさいと。こういうふうになってるわけですが、観光協会に対してはそのような要綱とか、あるいは条例とか、補助金を出すについてですよ。取り決めが為されておりましたかという質問です。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 坪井委員はよく法律とか、第何条とかいう言葉がお好きですよね。まあよく使われますけど私は、市長というのはですね、ある意味でその大きな広い視野、そして高い視点で、そのことを為す時には何のために為すか。あとどういう目的をもってやるか。そして、そのためにはどうすればいいかということを考えていきます。そして、その手段として、ツールとして決まり事とか要綱というのを使っていきます。

法律というものもですね、実を言うと、まあ法律にしる条例にしる要綱にしるですね、人間が人間らしく生きるためとか、住みやすくするためとか、いろんな目的をもってそのツールとして存在しておるものであって、先に法律とか条例とかがあるんじゃないんです。あくまでそれは手段であって道具にしか過ぎません。それは決まり事です。

私はもちろんそれは踏まえたうえですけれども、まず理念を以ていたしたいと思っております。今のあのう——うちが補助金出すときには、美祢市補助金交付要綱だったかな。大きな補助金出すためのものをもっております。それに基づいていろんな補助金をお出しするということになってますね。ですからそのへんは問題ないと思います。もちろんそれはちゃんとありますから。またそのほかに、それぞれでもっと細かく決め事をしたほうがいいなというときは、それに併せてそれに対応したものをつくることもあります。

そして、今回のこのケースについては、おそらく一番大きな美祢市がもってる美祢市の補助金交付要綱を使って補助金を出しておるんじゃないかと思います。これでもし不都合が生じてくるようであれば、その下部に存在するっていいですか、もっと枝葉にあたるもっと細かな補助金交付要綱をつくってお出しするってこともあってしかるべきというふうには思っております。それともう一点何か申し上げようと思ったんですが、忘れてしまいましたね。また、お話があったらそのときお話ししましょう。何かある——補足することが。いいかね。じゃあ以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。



○委員（坪井康男君） 市長さんのおっしゃることは分かります。ただ、地方自治体のおやりになることですから、やっぱり補助金をお出しになった場合はそれがきちんと適正に使われてるか。あるいは所期の目的を達成してるのか。あとでチェックとかいうことも私はぜひ必要だと思います。だから今の一般論としての補助金支出要綱ですか——何て言うんですか正式な名前は。（発言する者あり）ちゃんと答えてください。

○委員長（高木法生君） はい、藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） 美祢市補助金交付規則です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 美祢市補助金交付規則ですよ。（発言する者あり）それでいいですね、はい。それによりますとですね、支出するときは確かにこういうかくかくしかじかの要件を満たす場合、出すんだということが書いてあるんだと思います。出したあとどのように使われているかっていうのもちゃんと監査なりフォローできるような条項になっておりましたでしょうか、お伺いします。

○委員長（高木法生君） はい、藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） ただいまの御指摘ですが、私どもが事業執行にあたってその補助金を支出するわけですから、当然にその事業実施についてチェックをかけております。現在の25年度の予算についても適宜、補助金の支出先に対してその事業実施の状況を確認しているところであります。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） あのう、今私がお伺いしているのは補助金交付規則にそういうことが書いてありますかとお伺いしてるんですよ。当然しますよってのは当たり前のことであって、書いてありますかって質問したんで——あのう、みなさん何かね私の質問をころっと変えられるから、まともにお答えならんから言っておるんで、答えてください。

○委員長（高木法生君） ここで、11時15分まで暫時休憩をいたします。

午前11時4分休憩

.....  
午前11時15分再開

○委員長（高木法生君） 休憩前に続き、委員会を再開いたします。はい、藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） 先ほどの坪井委員のご質問にお答えします。美祢市補助金交付規則においては、確認に関する条項はございません。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私が質問しようと思ったのは、あくまでも補助金の支出の地方自治法の根拠条文です。あなたは昨日、ご存じないということだったので、正確に申し上げますと、寄付または補助という項目で、第232条の2です。普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる。この規定に基づいて、あらゆる補助金が全部そうです、出されています。国の補助金はまた別ですよ、適化法の対象になるのは。あれはいちいち決めてありますから別なんです、この規定によって、地方自治体は必要があれば補助金出せると、こういうことなんです。

この条文の逐条解説というのがあるんです。分厚いやつですね。それによると、この規定の性質という解説がありまして、こうあるんです。本条を根拠にする寄付または補助についても、条例の根拠を当然に必要とするものではないと。もちろん、条例を設ければそれによることも可能であるし、条例を設けない時も補助要綱等の根拠を設けることが望ましいと、こうなっているんですね。

これに従って、先ほど申し上げたかと思いますが、美祢農林株式会社に対して、竹箸事業の赤字補てんとして、毎年1,700万円の補助金が出されております。この場合には、今ちょっと持ってくるのを忘れちゃったけど、美祢農林開発の竹箸事業に対する補助金交付要綱ですか、これは篠田局長が詳しいんですが、それが定められてありまして、出す時こういうこと出しますよ、そのあとどうしますよっていうようなことも書いてあります。

私は基本的に行政の事務っていうのは、誰がやってもそのとおりにやるというようなスタンダードといいますか、マニュアルっていうのが必要だと思います。人を信じればいいじゃないかという市長さんの議論もありましようけれども、それはそういう考えもあっていいんですが、事務としてはきちんとしたそういうものが必要だと、こういうふうに思っておりますので、是非ともそういうものをつくっておかれた方がいいと思います。

しかも、今後ますます、今は950万円ですが、どんどん膨らんでいくと思います。今の市長さんのお話じゃないけど、行政がじかにやるっていうのは、これはもうあまり適当ではないということですから、ますます観光協会に出すお金が、どんな名目であれ必要だと思いますので、単に補助金ということじゃなしに、契約で出される場合も、それは各契約条項に書いてあると思いますけれども、なんかそういうものをきちんとおつくりになった方がいいと思います。ぜひひとつそこはそういうふうにしてくださいませ。よろしくお願いします。

○委員長（高木法生君） 確認ということで申し上げますけれども、本日は村田市長がお見えになっております。総括的な審議ということでございますので、大局的な質疑に終始していただきたいと思っております。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 次の質問に移らせていただきます。今回の一般会計予算、非常に総まとめでA3ですかね、まとめていただいております。その26ページに、各大きな項目ごとに予算額が決めています。

1番の安全・安心の確保、2番の観光交流の促進、3番の産業の振興、4番のひとの育成、行政運営の強化と。これ非常にいくくりでまとめてあると思っております。

この中で、私ちょっと質問したいのは、安全・安心の確保というところなんで、ここが9億9,867万5,000円という金額になっております。この中に例えば、地籍調査の境界確保ですか、というのが上から何番目かにありますよね。真ん中辺に地籍調査境界立会委託事業っていうのがあるんですが、これはどういう、安全・安心というくりなんでしょうか。これがひとつ疑問なんです。

他にもなんか子細に見れば、これはこのくりかなあと若干疑問に思うものもあるんで、お尋ねしているんですが、私が何を言いたいかっていうと、このこと自体はいいんですが、やはり安全・安心と言え、その中に当然のことながら、防犯っていうカテゴリーも入るんじゃないかなあと。防犯っていうことについては、市が予算を計上する必要もないのかなあとは思いますが、これは、市長さんが会長を務めておられます市の防犯協会ですか、というのがあっていると思います。それは結構予算が使われているんですね。これ今たまたま25年度の美祿市防犯対策協議会総会の資料があるんですけども、かなりお金使われているんですね。これを見ますと、市の補助金というのがないんですよ。あるのかもしれませんが、もしなければ、やっぱりこういう問題も少し力を入れて、やっていただけたらと、こう思うんです。この点、どこが所管でしょうか。よろしくお願ひします。

○委員長（高木法生君） はい、波佐間総務部長。

○総務部長（波佐間 敏君） 坪井委員、御質問の防犯対策協議会に対しての補助金ということをお知らせしたけど、防犯対策協議会に対しては、市は負担金という形で、この予算書で言えば125ページのほうに118万2,000円、最上段に記載があります。125ページの最上段に防犯対策協議会負担金として、118万2,000円、これを予算計上しているところでありまして。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それ、今のこの表に入っているわけですね。それは入っていないのでしょうか。（発言するものあり）主なものしか入ってない。そうです

か。その辺のところは、ちょっと気になったものですから、お尋ねを申しあげました。以上です。終わります。

○委員長（高木法生君） はい、他に質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、マクロ的なお話を質問を、したいと思います。特に児童福祉費なんですけれども、私立保育園委託事業等で新年度予算が付いております。概要書の44ページですけれども、健康増進課のほうに、平成25年の1月から12月まで、この1年間で、美祢市でお子さんが生まれた人数は何人ですかと、私お聞きしました。そしたらですね、この1年間で、この美祢市全体で生まれたのが105人、こういう結果でありました。

それで、この方が単純に80年生きたとしていけば、8,000人になる。今美祢市2万7,000人ぐらいですかね。そういう形で、今後そういったところのもの、小学校6年間でも600人、中学校でも300人しかおられなくなる。そういうちょっと先の話ですけれども、そういったことも単純に見た場合には、見ていくことができる。そういったことで、今回私は再配置計画などの、今までの認識の感覚で建物をどんどん建てていったら、予算がいくらあっても足りないかな、そういう思いではあります。

そういったところを考えながら、再配置を考えないといけんわけですけれども、また今度は、美祢市でお子さんを安心して産み育てていく、こういった環境をしっかりと私は整えていくことが非常に大切であります。そういったところを、今後しっかりと考えていくということは、子育て世代、特に20代から30代ぐらいまで、わかっていると思いますけれども、そんなに大手ばかりで働いているわけではない、ほとんど9割の方が中小、零細で、一生懸命、給料は安いけれども働いておるわけですね、たくさんの方が。うちの息子もそうです、当然中小、零細で働いて、なかなか給料は低いわけですけれども、そんな中でも一生懸命子育てをしようと思っているわけですね。

そういった若い人たちをしっかりと応援して、産み育てていく、そういった環境を、私はしっかりと整えていかなくちゃならない、ここを強く協調したいわけです。しかし半面、私は本会議の冒頭申し上げましたけれども、美祢市における地方債の発行、確かに村田市長の、合併後いろいろな執行部の努力によって、確かに360億の、一般、特会、企業公営会計、360が今回295億になって減ってきました。見込みもこれから5年間、245億になる。そして、一般会計での起債は188億、これは臨時財政特例債、こいうったものが67億ありますけれども、これはいずれ、地方債発行しておりますけれども、いずれ交付税措置としてこういったと

ころのものは国が補てんしてくれる。そういった普通債、一般会計のところの起債を見てみますと、188億あっても4割がたは国のお金で返ってくるのではないかと。そういったところを見ると、200億ぐらいの起債。

今後どんどん人口が減っていく。今65歳以上も、皆さんご存知のように美祢市は35パーセント、社会福祉言葉で言えば少子高齢激減社会という、そういう言葉もあります。そういったところを見ながら、総合的に勘案しながら、美祢市の財政運営というのを図って行かなくちゃならないということで、いまの子育ての件、安心して産み育てる、こういったところ、非常に私105人ってショックを受けました。今後美祢市本当に大丈夫かなっていう思いでありました。

それで、こういった方をしっかりと応援して支援していくことが非常に大事、そういった面で、今様々な自治体でも、保育料の完全無料化を、一步一步ですね、なかなか進んでいないですけれども、進めている自治体もあるわけですね。だからそういった面で、完全無料化という自治体も少しずつ、産み育てていくものを環境整備をしてきている自治体もあります。だから、美祢市は特に、そういったところを勘案していくと、そこにもう少し力を入れて、応援していくとが、私は必要ではないかと思っております。

だからそういった面で、今まで私は最初議員になった時には、出産育児一時金、他に妊婦健診、最初は私の時には1回ぐらいしか無料じゃなかったです。今現在、市の一般財源出していただいて、1回1万円かかるぶんが14回、約10万円くらいのお金を、市が手だして、子どもを産むための支援をしてきていただいているというのは、本当に私は感謝をしております。

感謝しておりますけれども、更に今後少子化、子どもさんが生まれにくいような環境を、更になんとか脱していくためには、産んでも、後々安心だという子育て支援、特に保育料の無料化、全面5歳まで無料化とは言いませんけれども、まず第1段的に2歳までの保育園の入園の無料化、こういったところもしっかりと支援していくことも、私は非常に重要ではないかと思っておりますので、まずこの辺について、市長のお考え、御見解なりお話していただければ、うれしいかなと思っておりますので、お伺いいたします。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 岡山委員、非常に本美祢市にとって重要な部分に触れられた質問だったと思います。確かに、大変子どもさんが減ってきておると。ですから今、教育委員会サイドも、住民の方、市民の理解を得ながら、学校の統廃合も進めております。それは、その結果ということで、言えるかと思えます。いかにいい環

境で、子どもさんを教育して差し上げるかということが必要ですので、それを含めて一生懸命やっておりますけれども。子どもさんが減ってきておるということはですね、いろんな要因があるんだと思います。

ですから直接的に言えば、子どもさんを産んでいただける世代、年代の方々が。少ないということがあると思います。ですから、そういう方々に美祢市に住んでいただくという環境をつくっていく必要があると思います。そのことは、ひいて言えば、安全・安心なまちをつくっていくことはもちろんですけども、若い方というのはある程度賑わいを求められますので、住んで、そういうふうなある意味賑わいというのは刺激にあたる部分です。それがないと、なかなか住もうという気になっていただけない、ということがありますので、今ジオパークとかですね、いろんなことをしておるといことです。

ですから、私が今やっておるいろんな政策は、究極を言えば、この美祢市に人が住んでいただける、そして、次代を担っていただける方々に、次の世代を引き継げるような環境をつくっていきたいということでやっておるといことで、恐らくすべからくも私が今やろうとしている政策は、人口定住、そして、次を担う子どもさんたちをどういうふうに育てていくかということに結びついてくるだろうというふうに思っています。ですから、そういう方々がもちろん定住に向けての、政策をやっていくことが必要。

それと併せて、じゃあせつかくお産みいただいた子どもさん方を、若干景気が良くなったとはいえ、私も若いときに厳しい財政状況で、個人的にはですよ、子どもを育てて環境をわかっておりますので、子どもをつくったからには、やはりその子どもさん方をちゃんと育てようという、親御さん方の思いがありますから、それに向けての環境を整えてあげることが必要だろうと思っています。

そのことが先ほどおっしゃった、保育園のある一定のところまでの無料化とかそういうことも言えるかと思えますね。それとか、検診を受けられる時の病院にかかる経費とか、いろんなものを補助していくということも考えられるでしょう。

そのことは広く、ある意味、高齢化が進んだこの地域社会ですから、お年を召された方々の御理解を、市民の方々全体の、市の金を投入するということは、市民の方々がそれを理解していただかなくてはいけないということがありますから、そういうことを丁寧に行っていく必要があります。

ですから、私がスタンドプレイとして、さあ保育園を無料にしましたよ、ということは、どうしても避けなくてははいけない。どうしてそうするかといいますと、先ほど市債のことをおっしゃいました。市の借金のことをおっしゃいました。市の借

金をふやして、どんどん金を借りて、さあ今こんないいことをしよるから、さあ子どもさんを産んでくださいよ、ここに住んだら、税金ほとんどつかんと、しかもなんもかんもしてもらえますよと。瞬間的に人は住んでくれるかもしれませんがけれども、逆を言えば、将来的に大きな負債を抱えて、市が破産をするかもしれないということがわかった瞬間に、ここに住んでおられる方々は、若い方は逃げて行ってしまいます。ですから、それは避けなくちゃいけない。

ですから、いろんなことをバランスを取りながら、政策、施策をやっていくというのは、市長の大きな重い責任があろうと思っています。それに対して、今、岡山議員が議論言っていたいただいたように、議会サイドもそういう大きな視点に立って、広い視野に立って、議論をしていただきたい。先ほどもちょっと申し上げたですがね、議会サイドもやっていただきたいという思いが本当にあります、私は。

そういうふうな前向きなことで、美祢市に将来にとって、どうすればいいかということ、私と議会サイドが本当に思いをぶつけあって、議論して行って、住みよい子どもを育てやすい環境をつくっていきたいということが、本当の私の願いですので、そのことを含めまして、平成26年度の子ども子育て基金というのを、いろいろな私の幹部連中と話をしながら、今後、合併算定替えで交付税が減ってくるのは目に見えております。じゃあその時に、今までやっておった子育てに関するものを、市が今お金が入ってくるのが減ったから、地方交付税が減ったら、これをやめますよと言ってしまうと、更に少子化が進んで、美祢市に未来がなくなってしまうから、その時に耐えうるだけのお金を、私はプールしたいというふうに考えたんです。

ですから、やるんなら今しかないなという思いがありましたので、この平成26年度を初年度として、今平成26年度というのは1,000万円というのを出してありますけれども、でき得る限りいろんな社会的な環境の変化があっても、我々は我々の責任として、将来的にきちっと子どもさん方を育てていく環境を整えていくのが、大きな責務だろうと思っていますから、そのために基金という、ひとつ大きな財布ですね、それを今つくろうとしたわけです。今回もそれを基金として、平成26年度の新規の新年度予算として計上させていただいてますけれども、そのことも含めて考えていただきたい。

ですから今の保育園の問題は、その下の、下という言い方は変ですね。いろんな事業ベースのことになってきますから、それをいつの時点で、例えば、いまおっしゃった年間105人しか子どもが産まれていない。それが、例えば100人を切ってしまったという時点で考えるかということもあります。それと、財政的な負担等

がありますから、考えて、じゃあ今子ども子育て基金をやっていますから、それを一部取り崩してやっていくのか、もしくは今利息が小さいですから、果実の運用が非常に厳しいですんで、お金を貯めながら、ある一定の部分は取り崩して、そのことに経常的に使っていくとか、いろんなことが考えられますから、そのことも含めて、ちょっと今後いろんな後期計画を、平成26年度中に出す準備をしていますから、その中で具体的な指針を出していきたいなというふうに思っています。

ですから、岡山委員が今思っておられる、子どもを育てていく環境の大切さっていうのは、私も十二分に思っておりますので、どうかこういうふうな形で、議会の場で、いろんな御意見とか御質問を、私の方にぶつけていただきたいと思います。私も刺激になりますから、ともに考えたいと思います。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後、美祿市の運営に当たりましては、しっかりと財政状況を、今後しっかりと把握しながら、またバランスを見ながら、対応していかなければならない。これは、当然市長としての考え方であると、私は認識はしております。

それで、今回17、18日の一般質問、議員6名による一般質問がありますけれども、私も今回、市の再配置計画の進捗状況について、既に一般質問する予定となっているわけであります。まあそういったところの、村田市長は、今まで箱モノをどンドンつくるタイプじゃなかったですし、だからここまで地方債を多く発行、ふやさんで減らしてきたと、大きな要因と思います。なかなか自分が市長になると、そういった何か残るような箱モノをつくっていくという市長が多いんですけども、そういった方はどうかと常に思っているんですけども、それはなかったなという思いであって、それなりに皆さんの生活を維持するために、例えば上下水道、水道管の上水の配管をして対応していく。こういったところの投資的経費は、当然きちっと予算入れておられますし、こういったところは非常に重要と私は思っています。

そういった面で、子育てを今後支え守っていく、産みやすい環境を美祿市でつくっていくため、当然市長の一存でなかなかできるものではないと思っています、保育料の無料化っていうのは。そこら辺については、私は当然諮問委員会なり、そういった子育ての推進協議会等そういったところのもので、今後協議しながら、美祿市で今105人程度しか産まれないう、今後の推移を見ても本当に厳しい、少しでもそこを後押ししてあげたいっていう思いの子育て推進協議会なるものを、私は立ちあげられて、そこからいろいろ答申を受けて、それから判断していくということ



も、私は非常に重要ではないかと思っておりますので、その辺についての考え方、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 先ほども、るる申し上げましたけれども、非常にデリケートな部分も含んでおります。ですから、私がスタンドプレー的にやることは避けたいと思っています。いろんなこと全てそうですね。いろんな方々の御意見なり、まず第一は、議会の方々にいらっしゃるんですけれども、私の市長としての、諮問機関等もいろいろ設置させていただいております。いろんな分野の、いろんな方々の御意見を賜って、そして、重要なことについては、最終的な決断を私が行いますので、そして、責任は私が取る、という形にしております。そういう形でやっていきたいというふうに思っています。

○委員長（高木法生君） 他に質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。12月の一般質問でお尋ねしたのですが、市長さんがお答えくださらなかったもので、今回お尋ねをさせていただきます。

美祢市の保育料ですが、市内で一律でなくてはならないと思うんです。保育料の統一をお考えかと聞きましたら、三浦市民福祉部次長さんが検討しますと答えられましたが、いつ統一をされるのでしょうか。一部の地域だけが優遇されたり、軽減が適用されないということは、同じ行政上では、おかしくはないでしょうか。お尋ねをいたします。

○委員長（高木法生君） はい、井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

豊田前の保育所について、特例といいますか、とりあえず、現行のちょっと他とは違う保育料ということで規定をしております。

御質問以降、それ以前から検討はしてはしておりましたが、今年度、新年度に向けて、例えば今、実際に通っておられる方との話が、まだ進んでおりませんので、新年度に入りまして、地域の方々との話し合いとか、いろいろ通じまして、27年度になるか、ちょっとまだはっきりしませんけれども、その方向で話し合いは進めていくということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） はい、わかりました。それと、あと2件あるんですけれどもいいでしょうか。（発言する者あり）

あの、予算の中でトリプルエンジンということがあります。国際交流の推進を挙

げておられます。主に台湾との交流の推進を挙げておられますが、この事業で今回は2, 200万円ですか、上がっていますが、今までのこうした関連事業にもたくさん予算が使われたと思うんですが、これからもまだそういった面で使われると思います。

市長さんはよく費用対効果と言われますが、これが本当に市民全体の暮らしがよくなるのでしょうか。この事業が私たち市民にとって、どれだけ暮らしが良くなるかっていうことが心配なのですが、そういったところをお尋ねします。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好委員の思われたこと、もっともかもしれませんね。近視眼的に見れば、だから瞬間的に見れば、例えば台湾と交流する、韓国と交流するということが、すぐ豊かになったということは感じられないでしょう。ですから、例えば、市民の方々に、税金をいくら来年度からカットしますよとか、市民の方、一律に交付金をこれほどをさし上げるよと言いますと、目に見えて何か効果があったように見えますけれども、それは先ほどの岡山委員の御質問にお答えしたように、瞬間的には何かよくなったような気がするけれども、実は将来的に考えたら、それをやってしまいますと、大きな財政的な負荷を与えるということになりますね。それを1回やってしまいますと、毎年、市民の方はそれを求められるようになりますから。すると、どんどんどんどん市の借金がふえるということで、いつかは市は、破産をします。ですからそれは避けなくてはいけない。

今、国際交流を何のためにやっているかということで、それで市民の方が豊かになってることが感じられないということをおっしゃるの御質問だろうと思いますけれども、これも先ほど岡山委員の御質問にお答えしましたね。美祢市は、放っておいたら、人口がどんどんどんどん減って行って、そしていずれ荒れた山と、荒れた田畑と、空き家だけが残ってしまう地域になってしまいます。やるんなら、今がほとんど最後のチャンスだろうと思っています。我々のような中山間の地域の、小さな人口の市はですね。

じゃあ何をしていくかということを考えていった時に、御承知のように、美祢市は今ジオパークでやっているように、すばらしい自然資源、自然遺産を持っておると。それを持って、この美祢市を振興して行って、それが市民の方にとって、また外部に住んでおられる方にとって、美祢市は素敵なおとこだなあということで、住み続ける、もしくは住んでみようかなと思われるというところをしたいという思いがあります。そして、今の、残り少ない子どもさん方も、美祢市に帰ってこようとか、住み続けようという思いになっていただきたいという思いがあります、私にで

すね。

そのためにも、我々美祢市が、まずほかにやってないですよ。だから、何で市長こんなことをするんだろうと、思っているかもしれないかもしれません。台湾に初めて美祢市が、地方基礎自治体として事務所を出したということは、何でかなと思われたかもしれないけれども、誇りうるべきこの美祢市が、台湾にとって初めてのことをやったということは、非常に大きなことなんです。一度台湾に行って見られたらわかると思います。先日台湾に視察団、議員の方もついてきていただきましたけれども、いろいろ動きました。その時実感されたと思います。台湾の方々が美祢市に対して持っておられる思いがですね。

だからこそ、結果として、ある一部になりますけれども、今先の遷宮祭があつて島根の方に観光客が流れたということがありますから、美祢市の秋吉台観光、秋芳洞観光、非常に数が減ってきました。山口県自体も減ってきました。しかしながら、台湾から来ておられる観光客の方は、逆にすごくふえたという実績があります。これは、我々が今台湾に対してどれほどのことをしてきて、それに答える形で、台湾の旅行社がここにツアーを組んでくださったかという現実があるわけです。

今後、今韓国との関係は非常に冷え込んでおりますけれども、しかしながら、ずいぶん昔からの古い付き合いのある、一衣帯水のお隣の国でもあります。ですから、韓国との関係ももっと深めて、韓国から今は関釜フェリーっていうのもありますし、北九州空港のスターフライヤー、一時休止しておられますけれども、北九州空港に人が乗り入れる。山口宇部空港に人を持ってくるということも、山口県サイドとも話してみたいと思いますけれども、それによって美祢市に入って来ていただくということも考えられます。

ですから、近視眼的にはすぐには感じられないかもしれないけれども、誇りうるべき美祢市を今後次世代に残すために、いろんな国際観光も含めて、手立てを行っておる、政策、施策を行っておるということを、理解していただきたいと思えます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） ちょっと私が思っておることと、質問が悪かったかもわかりませんが、美祢有線テレビで台湾の訪問されたことも見ました。それから今、計画されておること、台湾の方でやっておられるということも、台湾で事務所を構えてやっておられるということも、市民の皆さん御存知ですが、こうしたことが対外的に見て、本当に美祢市が、1機が1,000万円くらいするサインシステムが各

地についているし、それから、台湾のほうに事務所を構えたりということもありますが、こういったことが本当に市民生活にとってどうだろうかと、思っております。

そして、それが本当に、そういうことじゃなくて、本当に、市民にとって本当に充実できるようなできるようなものにしてほしいというのが、市民の皆さんの思いだと思います。

それで今、私が聞きたいのは、こうしたことがすぐには変えられないって言われたけど、それをされるのもいいでしょうが、今の実際の市民の生活の安定って言うんですか。その方が大事ではないかと思うので、市長さんのこういった台湾のほうについていう気持ちもありますが、そういったことが市民にどう跳ね返るか、すぐにはないって言われましたけど、私たちは今生活をしているので、そういったことも考えてほしいといった意味で聞いたのですが、どうなんでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） どうですか、三好委員。この予算委員会でいろいろ予算の説明を受けられて、いろいろ議論があったと思います。その時にいろいろ説明を申し上げておるとは思いますけれども、お解かりにならなかったですか。

今のトリプルエンジン、先ほど坪井委員が広げられましたけれども、ありますよね、3つのトリプルエンジン。この裏に5つの大きな柱でやっています。これは、代表的なもの、また新しい取り組みをしたものとかですね、充実強化したものを特別に挙げてものですけれども、それぞれの分野において非常に手厚く、今許される財源の範囲内でやっております。

もちろん、国際交流というのは市民の方々が、安全に安心にお暮らしになれるというのが大前提の上でやっておるということですね。それはちゃんとやっています。その部分に穴をあけて、国際交流にお金を垂れ流しているということはありません。

それと、先ほどサインシステムの大きなものが1,000万からかかったのに、それは市民のために使ってほしいというふうにおっしゃいましたけれども、あれは国道をまたいでおる大きなアーチ型の分ですね。あれは、全額国のお金でやらせていただきました。全部国のお金です。そして、国がどういう目的にやってほしいということに沿ってやったものですから、その国からのお金を市民のためにばらまくというのは、決して許されるものではありませんでした。ですから、あれは、ああいう形でやっております。細かいものは今、市のお金を使ったり、いろんなことをしながらやっておりますけれども、大きなお金をかけたものは、市の一般財源を使

ってやったんじゃないくて、交付金でやったということも御理解をいただきたいというふうに思います。

ですから、いただけるものは国から、県から頂戴して、市民の、市の振興につながるようにやっておりますし、少ない、二十数パーセントしかない市税は、それはもう大事に大事に、市民のためになるように一生懸命使っております。それも、理解をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） アーチ型のサインシステムの件ですけれども、あれはきめ細かな交付金っていうのと、ちょっとはつきり言葉は覚えてませんが、きめ細かな交付金ともうひとつ何とかに光をあてる交付金とふたつあって、それは内容は何に使ってもいいということでしたから、サインシステムとか、そういったものにあてろというような内容ではなかったと思います。そういった交付金が、市民生活のために何でも使ってもいいという範囲で、勉強が足りんって言われますかもしれませんが、その時に私は疑問を持ちましたので、そのふたつの交付金について調べました。それで、無理にサインシステムでなくてもよかったと、私は思っています。

そして今、市長さんの施政方針の中で安心・安全の確保とありますが、この言葉を聞いた時に、なんかこの言葉がむなしく聞こえました。市民の皆さんが安心して暮らしてできる社会づくりを目指すと思いますが、本当に安全・安心な市民の暮らしができていのでしょうか。市民の皆さんの声を聞いておられるのでしょうか。ふと思います。安心しては働けるのも、安全・安心の確保です。ひとつのことがきっかけで暮らしが変わったり、働けなくなったということがあつては、安心・安全の確保ではなくなってしまいます。安心・安全の確保について、もう一度お尋ねをいたします。お願いします。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） あのちょっと水掛け論になつては、これを見ておられる市民の方々も、よく御理解できなくなると思いますから、簡略に申し上げたいと思います。

安全・安心の確保、先ほどお話しましたよね。こちらの方に代表的な事業、新規に取り組んでおるものを載せております。それだけでも、9億9,800万円、10億近いお金、他のものを入れたら、もっと大きなお金ですけれども、市のお金として手厚く、事業なり、施策をやっておると思いますが。（発言するものあり）

三好議員、いいですか。私は、先ほど坪井委員にも申し上げたけれども、夢を語ろうという時に大きな声を出します。みんな一緒にやっっていこうじゃないかという

思いの時には、大きな声を出します。今私は説明の立場になりましたから、安全・安心のね。丁寧にお話をと思って、ちょっと声が小さかったかもしれません。

安全・安心の確保については、今、ここの代表的な事業、新規事業にも挙げておるように、それだけでも約10億円近い金を上げております。安全・安心のための事業をですね、平成26年度に。他のものを入れたら、もっともっと大きなお金です。ですから、大前提である、市民の方が安全にお暮らしになる、安心にお暮らしになるような環境づくりは、一生懸命今取り組んでおるといふことの御理解を賜りたい。

ですから、さっきから議論が、空転しているというか、水掛け論みたいになっておりますので、ちょっと市民の方々がわかりづらいつらいかなというのがありますので、その辺もちょっと、お考えながら、御質問いただきたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） こういった市政は全般的なこともあります、全般の中にはひとりひとりの市民があるのです。そのひとりひとりが安心して暮らせるかどうかというところが、一番の大事ではないかと思えます。一つのことがきっかけで働けなくなったとか、それから、ひとりの市民、勇気を振り絞って訴えられた市民の声が、市長さんの立場で受け止められて、安心・安全の確保をするのも市長さんの役目ではないかと思えますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好委員、私の個人的な気持ちを言わせてもらいますとですね、言われるように、市というのは市民の方の集合体です。言われるように、市民の方、おひとりおひとりが本当に安心をして、満足をして、充足をしてお暮らしできるような環境を、それぞれに向き合ってやれたら、それに勝るものはないと思っています。それは、国でも一緒ですよ。国民ひとりひとり、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、全部それぞれひとりひとりに向き合って、皆さんに満足できるようにして差し上げられたら、それはいいことではないです。

でも、それをしようと思ったら、とても、今、市が持っておるお金ではやり切れません。恐らく100倍あっても難しいかもしれません。ですから、市民の方おひとりおひとりの気持ちがわかっていないということをおっしゃったけど、私も市長であると同時に、美祿市民でもあるし、日本国民でもありますし、庶民としての生活も行っていきます。ですから、よくわかっておりますけれどもね。しかしながら、おひとただけを見て、その方がお気の毒だからということで、そこだけに私は集中することができないです。そのことも御理解を賜りたい。

私は市民全員に対して責任があります。市全体に対して責任がありますから、そのために、一生懸命仕事をさせていただいておるといふことも、御理解を賜りたいというふうに思います。

三好委員が、いろんな方のお話を聞いて、私はこれほど大変よということを知られているでしょう、共産党の議員として。その気持ちはよくわかります。ですから、その方々にそれぞれよくして差し上げたいという気持ちもよくわかっていますけれども、そのおひとかた、おひとかたそれぞれの要望とか欲求を皆聞いてしまいますと、とても市の財政は運営できないということも、理解をいただきたいと思えます。以上です。

○委員長（高木法生君） 水掛け論になりますから、他の質問があれば、質問を変えてください。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 他の質問ではありませんが、くどいようですけれど、本当に市民が安心・安全で、本当に安全な暮らしができるように、安心して、ひとりひとりの意見をひとりずつ聞くって、今お金が足りないって言われましたけど、そういった意味ではなくて、精神的にも、経済的はもちろんですけれど、精神的が一番大事だと思いますが、そういった面で本当に安心して働いて、安心して暮らせる。ひとつのことで、暮らしが、生き方が変わったりするようなことがあってはならないというのが言いたいのです。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好委員、私は市長として、市の執行権限責任者として責任を持って仕事をします。先ほどこの場でもいろいろ申し上げたけれども、議会は市長と両輪です。ですから議会として、じゃあ、安心にお暮らしできるためにどうすればいいかということ、議会の中でも議論してみてください。そして、議員提案でも何でもいいです。出していただきたいと思えますね。

安全にせえ、安心せえと言われるだけで、じゃあその方法は全部、行政に任せるのか。議会というのはそのことも含めて、いろいろ議論される場でもあるわけですから、そのことも私は逆にお願をしたいと思えます。

市民のため、市のためにどうすればいいかということ、市の両輪たる議会として、いろいろ御議論賜りたいと思えます。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 議案提案権とか言われましたけど、今私は共産党ひとりですので、ふたり以上いないと出せないんです。それで、一般質問でも言っていますが、前回も言っていますが、今も要望しましたが、保育所のことは回答があり

ましたけど、以前も言っていました、中学校の通学費の件ですが、それについても要望を出していますが、なかなか取り上げてもらえないと。それは、私が力がないと言われればそれまでかもしれませんが、私は共産党でひとりかもしれませんが、支持してくださって、私は議会に送っていただいたので、皆さんの声を届けたいと思います。

今そういった提案をされたらどうかと言われましたが、私も一生懸命やっていますが、言葉が悪いので言ってしまえば大変なことになりそうなんです（発言するものあり）まとめます。

要するに、共産党議員がひとりなので、議案提案権もないと。議案も言えないと。それから、一般質問も時間が一時間なので、延長は5分過ぎても時間内でねと、厳しい制約もありますので、なかなか言えません。

そして、こういった予算委員会でも言いますが、皆さんの声を届けなければいけないと一生懸命言いますが、今までも言ってきましたけど、実現できたかどうか。例えば水ですね。水のこととか、保育料のこととか、学校通学費のこととかありますが、それが私が力が弱いために、なかなか実行していただけないなと思いますので、言われたらどうですかと言われますが、言ってますということが言いたいです。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 三好委員、たったおひとりの共産党の議員として、よく頑張っておられる気持はよくわかっております。よくわかっています。あなたの熱い思いは受け止めましたので、この辺で議論は終わらしましょう。とりあえずね。

○委員長（高木法生君） 他に質疑はございませんか。はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 村田市長に今後の長期的なステップとなる、今回公共施設のあり方検討事業、そして第一次美祢市総合計画の後期の基本計画の策定、このふたつでだいたい方向性が出ていくのかなあというような感じがしておりますが、実は、だいぶ前ですかね、一般質問で住宅の政策について議論させてもらったと思うんです。というのは、御存知のとおり今美祢市は、昼間の人口は4万人近くいて、夜のなると2万7,000人ちょっとというぐらいに、働いている方は多いけれども住んでいないというような状況がある。

ちいさい話ですけども、豊田前で私の友人が会社をやっています。ほとんどが下関から応援に来て、そこで仕事をしています。なんでこっちには住めないのかという話をすると、市営住宅とか、そういった公共住宅が近くにないんで、すぐ隣、豊田町なら入れるとか、菊川なら入れるとか、そういったことで、働いているんだ



けど、なかなか住んでもらえていないという状況。私とほとんど同年代の人間で。

きのう、その従業員と夜ちょっと会合があったんで、話をしたんですけども、その子も3人子どもがいて、豊田前の今住民です。村田市長が初めて選挙に出られたときに、多分一番下のお子さんがおなかの中に入っているのを触って行かれたと、おなかを。その旦那と、きのう会合があったので、話をしたんですが、彼は借家を豊田前で借りて、もうそれが古いので、新しいところに転居したいと。でも、もう子どもが豊田前の保育園にいますので、住所を変えたくない。でも、住むところがない。たまたま、今度桃木小学校が閉校になりますので、三ツ杉に今住宅が空いている。そこには入れないだろうかっていうような話があったんで、それは応募したら可能性があるんじゃないっていうような形で、なかったら豊田町に行こうと。また、菊川の方に出たいこうというように、そういった場面で、働いているんだけど、出ていってしまうというように、今多く見られています。

たまたま、豊田前には刑務所誘致成功して、人口が若干ふえました。でも、刑務所の中で働いている多くの方も、市外から来られています。そうした方たちの取り込みですね。その政策について、大きな方向性をどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 西岡委員は豊田前にお住まいということで、自分のお住まいのところを例えるっていったらおかしいですけども、具体的な話をおっしゃいましたね。昔私がおなかの子を、そうですか。立派に健やかに育てられます。よかったなあ。

今回のこの委員会で、私がおらん時にいろいろ御説明したと思います、職員がね。今後、橋なんかもありますよね。500を超える橋をやって、年間1億からのお金を投資して、それを何十年かけて、修繕していかないとたないということもあります。

それと、かつての旧美祢市、美東町、秋芳町が持っておって、今は美祢市の財産になっておるいろんな公共施設、これも非常に老朽化が進んでおることがあります。ですから、いろんな公共施設のどうするかということの検討も、今具体的に入っていますね。それをベースの上で、先ほどからいろんなところで何回も議論ありました。定住、お子さんを育てやすい環境をつくっていくというのは、非常に大きな問題がありますので、その中にも含まれてくる話です。

ですから、大きなお金がかかって、古い施設をどうするかということがありなが

ら、先ほど三好委員に、先のことも考えんにゃあいけんよということも申し上げたけれども、この美祢市が将来的に若い方が住んでいただいて働けるような環境をつくっていくことも、大きな政策の柱にすべきだろうと思っています。

ですから、財政的な今後の動向情勢等を踏まえながら、今持っておる施設の改廃、集積、集合を含めて、それに市営住宅も含めて、総合的に考えていきたいと思っています。

しかしながら、根本的には先ほどから申し上げるような、私の根本理念がありますので、そのことは踏まえたいいろいろなことはやってみたい。ただし、財政は壊しちゃいけないということです。以上です。

○委員長（高木法生君） はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） もうひとつだけ。今の市営住宅の話ですけれども、大きい住宅団地をつくって、来福台という、ずっとここ近年、売れ行きが悪いと。

市内を走ってみますと、上領とか、宗高とか、新しい住宅地、少数ですけれども、つくったらすぐ完売しているんですよね。というのは何かって言ったら、そこも住宅政策だと思うんですよ。土地が下落していつているのに、来福台は政策上なかなか今までは土地の価格は下がられなかったと。

しかし、他の小さいところの住宅地は、安価な土地を提供して建っていると。建っているということは、そこに定住してもらえる方がおられるということですから、そういった政策に変更できれば、まだ来福台も売れるんじゃないかっていう希望も持てますし、今集合住宅が5丁目までだけしか建てられないというような状況ですけれども、私が思うに、固定でそこに住宅を建ててしまうと、どんどんどんどん年数があがって、今来福台空き家がすごく多いですよ。売り家もよく出ています。

もう少し、一般の集合住宅も建てられるような住宅政策の見通しを示してもらえれば、もう少し人口の流動化っていうか、定住の流動化っていうか、そういうのが生まれてきて、人が住んでもらえるんじゃないかなっていうふうに思っておりますが、そういった方向性の政策っていうのはお考えじゃないでしょうか。

○委員長（高木法生君） はい、村田市長。

○市長（村田弘司君） 御承知のように、来福台、土地開発公社を解散させまして、市が持っております。これは、またいい機会でもありますから、いまおっしゃったようなことも含めて、具体的に検討をさせております。以上です。

○委員長（高木法生君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） この予算に反対です。マイナンバー制度とかが予算に盛り込まれています。これは、国民全体にナンバー、番号がつけられてしまいます。この番号が悪用されて、個人情報漏えいしたりするリスクもあります。そして、安全・安心はもちろん脅かされてしまいます。

そして、この予算の中にもありませんが、以前から要望もしておりましたが、学童保育の設置とか、先ほども言いましたようにスクールバスの無料とか、いろんな市民の声が届いていないように思うのです。市民の声が反映される予算であるといいと思います。観光事業にしても、国際交流に特化し過ぎではないかと思います。本当に市民の今の暮らし、本当に市民が暮らしていけるような、そんな予算であってほしいと思ひまして、この予算に反対をいたします。

○委員長（高木法生君） 他に御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） それでは、これより議案第9号平成26年度美祢市一般会計予算を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（高木法生君） 挙手多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上もちまして、本会議で本委員会に付託されました議案2件につきましての審査を終了いたしました。

その他委員の皆さまから何かございましたら御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高木法生君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後0時21分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年3月12日

予算委員長

高木法生